

2023年3月7日

全国ゴルフ練習場の皆様

公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟

会長 横山 雅也

副会長 川崎 益彦

安全管理委員会委員長 橋本 幸治

(公社) 全日本ゴルフ練習場連盟 新型コロナウイルス感染症対策

「ガイドライン」一部削除（第7版）と5月廃止（予定）

これまでのコロナ禍におきまして皆様方のご理解とご協力により、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた様々な取り組みを展開し、感染症の抑制に成果を上げていただきましたことに感謝申し上げます。

令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更により、政府は3月13日（月）より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについて現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定いたしました。

他方、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容されるとされております。

また、令和5年5月8日以降、感染症法上の分類が変更されることが発表されており、分類変更後は、「基本的対処方針」が廃止されるため、本ガイドラインも廃止（予定）となります。

事業者の皆様は自主的な感染対策を取り組んでいただきたいと思います。

その際にも、本ガイドラインをご参考にしていただければと存じます。

つきましては、本日（3月7日）、（公社）全日本ゴルフ練習場連盟「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン一部削除（第7版）」を経済産業省のご協力をいただき発信いたします。

皆様には、感染対策からの段階的な移行について、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. マスクの見直し

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、令和5年3月13日から適用になりますので、3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方は変わりませんので、これに沿った対応をお願い致します。

「マスクの脱着」についての詳細は、政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」をご参照の上、適宜ご判断下さい。

(新型コロナウイルス感染症対策本部決定 2023年2月10日)

https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html

2. 基本的感染対策

マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の励行をお願い致します。

(公社) 全日本ゴルフ練習場連盟新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

1. 基本的な感染対策

(1) 飛沫感染対策

①マスクの着用について

- ・適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を推進する。
- ・屋外（打席）では季節を問わず、マスク着用は原則不要とする。
人の距離（目安2m）の間隔がなく会話をする場合は着用する。
- ・屋内では、人の距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用する。
- ・病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。
- マスクの着用について厚生労働省（mhlw.go.jp）を参考にしてください。
- ・マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
- ・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。
- ・感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること。
- ・客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること。
- ・マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めることが考えられる。

②人と人との距離の確保

- ・新しい生活様式の実践において、マスクの着用や換気を前提とし、「人と人が触れ合わない距離での間隔」とする。

③パーテイションの設置

- ・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効ですが、**設置については各自の判断に任せる。**ただし、エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意することとする。

④咳エチケットの推進

- ・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要そのためPOP等で掲示しお客様へ周知を推進する。
咳エチケット | 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](http://www.mhlw.go.jp)) を参考にしてください。

(2) エアロゾル感染対策について

- ①オミクロン株は感染拡大のスピードが速く、マスクを着用していても、換気の悪い場所でのエアロゾルによる感染が確認されています。これを防ぐためには効果的な換気が重要です。夏場は室内の温度が外気よりも高くなるため、エアコンや扇風機を活用して熱中症を予防しながら行いましょう。

②効果的な換気

- ・「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）」を行うこととする。
※いずれの場合も、
必要な換気量目安：1人当たり換気量30m³/時、二酸化炭素濃度目安：おおむね1,000ppm以下
※HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効とする。
- ・空気の流れを阻害しないパーティションの設置や局所的に生じる空気のよどみの解消を行うこととする。

(3) 接触感染対策

①手洗い等の手指衛生

- ・手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹼と流水による手洗いまたは、アルコール消毒が有効です。

②共用部の消毒

- ・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を推進する。

(4) 練習場における感染者が発生した場合のお客様への対策

①有症状者の入場防止

- ・有症状者の利用自粛をお願いする。
- ・入場時の検温の実施を行う。

②感染者が発生した際の利用者等への注意喚起

（実施例）

- ・各地域の通知サービスによる通知を行う。

(5) 従業員等の行動管理

①有症状者や陽性者、濃厚接触者等の適切な扱いについて

(有症状者に対する対応)

- ・65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能になった。
- ・有症状時は出勤しない。

②陽性者の療養期間等の見直し

- ・陽性者の療養期間の短縮。
- ・療養時の外出自粛の取扱いの変更。
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」を参考にしてください。（2022年9月13日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf>

③濃厚接触者の扱い

- ・濃厚接触者の待機期間。
- ・高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない。

自治体によっては、保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合があることに留意。

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について（協力依頼）」を参考にしてください。

（2022年8月10日）<https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf>

④医療機関・保健所からの証明書等の取得

- ・従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等（療養証明書、検査陰性の証明書等）を求めない。

⑤検査やワクチン接種

- ・従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。

⑥海外渡航歴を有する者の出勤

- ・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応する。

2. 場内衛生確保・感染防止対処

1) クラブハウス

- ① 可能な限り入場時の検温の実施、入場口へのアルコール等の手指消毒剤配置と消毒の徹底。
- ② クラブハウス内では正しくマスクを着用する（品質の確かな、できれば不織布を着用）。マスクを着用していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売をする。
- ③ 出入り口のドア、自動ドア、窓を可能な限り開放し、良好な風通しの確保。
- ④ 場内椅子机・更衣室・手洗い場の清掃・除菌の徹底。巡回清掃の実施及び実施済管理簿の設置、記入。

- ⑤ フロントでの飛沫感染を防止するため、アクリル板、ビニールシート等を設置し接客にあたるように努める。また、接触防止の観点から、電子マネーやキャッシュレス決済の導入も検討する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。
- ⑥ ~~長時間（15分以上／濃厚接触の基準）の対面接客は行わない。マスク着用の場合でも、会話は短く切り上げる対応が望ましい。~~
- ⑦ ユニフォームや衣服は適度に洗濯する。
- ⑧ ボールベンダーからのボールカゴを使用の場合、適度に定期的に清掃、除菌を行う。
- ⑨ ~~施設内で大声を出さないようにポスター、掲示等行うなど啓発徹底を行う。場内、打席で大声を出す者がいた場合は個別に注意を行う。~~

2) トイレ

- ① 便器内は、通常の清掃で良い。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ 手洗い場に石鹼を置き流水による手洗いを徹底すること。（ポンプ式が望ましい）
- ④ 以前はトイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示していたが閉めることによる接触感染リスクが考えられるため不要とする。
- ⑤ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑥ ハンドドライヤーは使用できるが、共通のタオルは禁止する。
- ⑦ 室内のこまめな換気に努める。

3) 待合スペース、喫煙所、ロッカールーム

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面 ~~1～2mを目安に顔の正面から距離を確保するように努める。で会話をしないようにする。会話時にはマスクを着用する。~~
- ② 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒をする。
- ④ 喫煙所は灰皿の距離を離して密集しないようにする。
- ⑤ ~~ロッカールームでの着替えは控えもらう。~~
- ⑥ 寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓を開けのではなく、常時小さく窓を開ける等の工夫は可とする。

⑦ その他

- ・人と人との長時間対面で会話する場面では、飛沫感染・エアロゾル感染のリスクが高くなることに留意し、飛沫感染対策・エアロゾル感染対策に必要な措置を講じることとする。

4) ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ② ゴミを回収するスタッフは、~~マスクや手袋~~を着用する。
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

5) 清掃・消毒

- ① 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。
- ② 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

6) クラブハウス内のゴルフショップ、フィットネスジム、マッサージその他の付帯設備

※各設備のガイドラインを参考に対応ください。

3. スタッフの健康行動管理/処遇/検査の更なる活用と徹底

- 1) スタッフに平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。
- 2) 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。~~スタッフはマスクを着用する。~~
- 3) スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は即刻出社停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握する。
- 4) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。
- 5) ユニフォームや衣服は適度に洗濯する。
- 6) 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - ① 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - ② 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - ③ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
 - ④ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。陰性であっても帰宅させて医療機関の受診を促す。症状が軽快するまで自宅待機とする。

7) 抗原簡易キットの購入にあたっては、

- ① 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること。
- ② 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。

8) スタッフの休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の点を徹底する。

- ① (食事、喫煙を含む) 休憩・休息の際はできるだけ 2m を目安に最低 1m 正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースやパーティションの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
- ② ~~食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用。~~
- ③ 休憩スペースの常時換気。

- ④共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒。
- ⑤入退室前後の手洗い徹底。
 - ・~~車輛での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。~~
 - ・トイレでは、手洗を徹底するものとする。また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する。

4. ゴルフスクールの運営

スクール生への指導を行う場合、一定の距離を保ち、~~お互いマスク着用~~、毎日健康チェックを行いながら運営を行います。

- ① スクール生との距離を保ったレッスン、極力触れないようにする。
- ② ~~インストラクターはマスクを着用しソーシャルディスタンスを励行。（マスク着用の場合は対人距離の確保は不要）~~
- ③ ~~夫婦でのレッスンを控える。~~
- ④ スクール生同士が密にならない。
- ⑤ レッスン終了後、使用打席を定期的に消毒。（インストラクター）
- ⑥ ~~レッスン中は会話をする機会が多いため極力感染予防のためにマスクの着用をお願いする。~~
- ⑦ 検温の実施、平熱を超える発熱がある場合は断る。
- ⑧ スクール生のクラブ使用を控える。
- ⑨ 練習器具使用した場合は消毒。
- ⑩ 貸クラブ使用後のグリップ消毒。
- ⑪ インストラクターの健康チェックリスト強化。
- ⑫ コースレッスンやツアー等でスクール生が移動するバスなどの車内では換気、対人距離の確保、マスク着用、会話の自粛等基本的な感染防止策を徹底する。

5. 屋内ゴルフ練習場の運営

感染予防するための工夫（密接、密集、密閉、衛生対策、その他）を行いながら最大限気を付けて運営を行います。

- ①窓開けを基本に頻繁な換気を行う（扇風機、空気清浄機等も利用する）
適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。
- ②乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

- ③ 寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。
- ④ 最小限の滞在時間になるように運営する。
- ⑤ 同じ空間に多人数が入らない様にする。
- ⑥ クラブの貸し借りの禁止。
- ⑦ ボディータッチの禁止。
- ⑧ ゴルフ指導の時は可能な限り距離を取る。ソーシャルディスタンスを励行。~~(マスク着用の場合は対人距離の確保は不要)~~
- ⑨ その他フロントでの飛沫感染防止策、~~マスク着用~~、トイレ等の衛生対策、消毒等は屋外練習場と同様に行う。
- ⑩ キャッシュレス等も取り入れる。

6. 練習場ハウス内喫茶、レストランの運営

食品衛生法を遵守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底させます。3密（密閉、密集、密接）を避け、手洗いなどの一般衛生管理の徹底、人と人との間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m））の確保等を通じて、安全・安心を確保して運営を行います。

- ① テーブル・椅子の減少で「身体的距離の確保」を行う。
- ② テーブルは、飛沫感染予防のためにパーテイションで区切るか、席の配置の間隔を1m以上目安に空けて横並びで座れるように工夫する。
- ③ 徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など）。
- ④ テーブル・椅子・調味料等の容器・メニュー等の手の触れる箇所は定期的に消毒。
- ⑤ ~~大声を控える旨の掲示と周知を行う。~~
- ⑥ ~~会話をを行う場合はマスク着用を徹底する。~~

公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟
安全管理委員会

2020年 5月 7日	一部改正
2020年 5月 14日	一部改正
2020年 5月 22日	一部改正
2021年 10月 28日	一部改正
2022年 12月 27日	一部改正
2023年 3月 7日	一部削除
2023年 5月 8日	廃止（予定）

以上